

4-6 市民活動を応援する取り組み～補助事業の紹介～

目標が決まり、仲間が十分に集まって、「さあ始めよう！」と思っても、資金が無ければ活動できません。市民活動団体が活用できる、市民によるまちづくり活動を応援するための「補助金」や「助成金」情報をお知らせします。

市民提案型協働のまちづくり支援事業

市民と行政が協働して地域課題の解決に取り組む活動を応援する、「市民提案型協働のまちづくり支援事業【Motto おび広がる プロジェクト】」の活用を検討してみてください。



Q 【Motto おび広がる プロジェクト】ってなに？

A 市民と行政の力を合わせた「協働のまちづくり」を進める補助事業です！

地域の課題を解決するため、市民が持つ知恵や技術、経験、行動力を活かし、市と協働して広く市民のためになる事業を行う場合に、補助金を交付します。

Q どんな特徴があるの？

A 市民活動団体の活用しやすい補助金です！

【事業の特徴】

- ・補助金による市民提案型の活動への支援
- ・情報提供などによる市民活動の立ち上げ支援
- ・市民と行政との協働をすすめるためのきっかけづくり

【対象となる団体】

- ・帯広市内に活動拠点がある、または市内で活動していること。
- ・構成員が5人以上で、そのうち2人以上が市民であること。
- ・会則等に基づき年間の事業計画や事業予算を定め、自主自立した活動を継続して行っている、または行おうとしていること。

【対象となる事業】

市民生活の向上につながり、かつ、当該事業が市民協働の取り組みとして市民や地域に広がり、定着することが期待されるもの。

Q どのくらい補助してもらえるの？

A 部門に応じて上限額が異なります。



団体の規模や事業の内容により、3つの部門から選ぶことができます。



【組織育成部門】1団体あたり上限10万円

まちづくり活動に向けて、団体の組織づくりや人材育成など組織力向上を図る事業



【まちづくり活動部門】1団体あたり上限20万円

まちづくりにつながる活動や、身近な地域の活性化、地域の課題解決を図る事業



【生活環境整備部門】1団体あたり上限100万円

公園や広場、散歩道など地域の身近な生活環境の向上を図る、住民主体で実施できる範囲の整備事業

Q どんな経費が補助の対象になるの？

A 「より多くの市民に広がっていく活動」にかかる経費が対象です。

補助金は、市民の皆さんの税金の一部なので、応援してくれる「市民のため」につながる経費が対象です！

【対象となる経費】

講師謝礼等（報償、謝礼、旅費、交通費等）、施設使用料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、レンタル料、保険料、その他必要な経費で市長が適切と認めた経費

【対象とならない経費】

人件費（事業実施のために雇った活動スタッフ等）、食糧費（食事、弁当、茶菓子、会議の来客用等）、その他事業に直接関係ないと認められる経費

※スタッフの交通費や食費は、対象になりません

Q 募集はいつ？申し込みの方法は？

A 次年度の事業を夏～秋にかけて募集します！

4月1日から3月31日までに行われる事業に対する補助のため、前年度の夏頃から約2か月間かけて募集し、約半年かけて審査選考を行います。募集時期には広報おびひろやホームページ、SNS、ラジオやケーブルテレビでお知らせするほか、コミセンや市民活動交流センターに募集要項を設置します。

事業申込みの際は、次の書類を揃えて、市民活動推進課まで提出してください。

- ・【Motto おび広がる プロジェクト】申込書
- ・定款・規約・会則等の写し
- ・団体の活動内容がわかるパンフレットなど
- ・講師紹介票（講師に係る経費がある場合のみ）

詳細のお問い合わせは、市民活動推進課（0155-65-4130）までお寄せください！

帯広市以外の補助金・助成金情報

北海道立市民活動促進センター

道内の市民活動団体等が活用できる、複数の財団等による助成金情報をホームページ内に掲載しています。

十勝総合振興局

十勝管内の市民活動団体等が活用できる、ソフト系事業への助成金、ハード系事業への助成金などの情報をホームページ内に掲載しています。

ボラ市民ウェブ

東京ボランティア・市民活動センター（TVAC）が運営するサイトで、全国の市民活動団体等が活用できる助成金情報を掲載しています。